

○農林水産省令第七十一号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第五十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

農林水産大臣 築 和夫

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前

欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(定期報告) 第二条 この条において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。 一 「生産販売事業」とは、主として、自ら生産した米穀の販売又は販売の委託を行う事業をいう。 二 「集荷事業」とは、主として、米穀の生産者から米穀の販売又は販売の委託を受けることによりその出荷を取り扱う事業をいう。 三 「卸売事業」とは、主として、米穀の生産者以外の者から米穀の販売を受け、他の米穀等取扱事業（法第八条に規定する米穀等取扱事業をいう。次号及び第六項において同じ。）を行う者のみに対して米穀の販売を行う事業をいう。 四 「小売事業」とは、主として、米穀の生産者以外の者から米穀の販売を受け、米穀等取扱事業を行う者以外の者に対して米穀の販売を行う事業をいい、「第一種小売事業」とは、玄米を精米に加工する設備を有して行う小売事業をいい、「第二種小売事業」とは、第一種小売事業以外の小売事業をいう。 五 「特定規模生産者」とは、主として、生産販売事業のみを行う者であつて、その事業の用に供する米穀の数量が特定規模（法第九条第一項に規定する特定規模をいう。以下この条において同じ。）以上であるものをいう。 六 「特定規模出荷販売事業者」とは、生産販売事業、集荷事業、卸売事業又は第一種小売事業を行う者であつて、その事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるもの（特定規模生産者を除く。）をいう。 七 「第一種特定規模出荷販売事業者」とは、特定規模出荷販売事業者であつて次に掲げるものをいい、「第二種特定規模出荷販売事業者」とは、第一種特定規模出荷販売事業者以外の特定規模出荷販売事業者をいう。 イ 集荷事業を行う者にあつては、一年間（七月一日から翌年六月三十日までの間をいう。以下この号において同じ。）の米穀	(生産調整方針の認定を受けることができる者の規模) 第二条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の農林水産省令で定める規模は、法第五条第一項の認定を受けようとする年の米穀の生産予定数量若しくは出荷数量又は当該年の前年の米穀の生産数量若しくは出荷数量のいずれか大きい数量が二十トン（農林水産大臣が、生産調整の円滑な推進を図るため特に必要があると認めるときは、〇・三トン）であることとする。

の出荷予定数量及び販売予定数量の合計数量又は当該一年間の前一年間の米穀の出荷数量及び販売数量の合計数量のいずれか大きい数量（ロにおいて「基準数量」という。）が五千トン以上のもの												
ロ 卸売事業又は第一種小売事業を行う者にあつては、基準数量が五万トン以上のもの												
ハ 「特定規模小売事業者」とは、第二種小売事業を行う者であつて、その事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものをいう。												
2	法第十一条第一項の農林水産省令で定める期間は、毎年七月一日から翌年六月三十日までの一年間とする。											
3	法第十一条第一項に規定する農林水産省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同項に規定する農林水産省令で定める時期は、同表上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時期とする。											
特定規模生産者	<table><tr><td>一</td><td>米穀の生産量</td><td rowspan="5">一月及び七月</td></tr><tr><td>二</td><td>米穀の買入数量</td></tr><tr><td>三</td><td>米穀の出荷又は販売の相手方の業種</td></tr><tr><td>四</td><td>米穀の買入れの相手方の業種</td></tr><tr><td>五</td><td>米穀の無償譲渡数量、自家消費数量その他の米穀の使用状況に関する事項</td></tr></table>	一	米穀の生産量	一月及び七月	二	米穀の買入数量	三	米穀の出荷又は販売の相手方の業種	四	米穀の買入れの相手方の業種	五	米穀の無償譲渡数量、自家消費数量その他の米穀の使用状況に関する事項
一	米穀の生産量	一月及び七月										
二	米穀の買入数量											
三	米穀の出荷又は販売の相手方の業種											
四	米穀の買入れの相手方の業種											
五	米穀の無償譲渡数量、自家消費数量その他の米穀の使用状況に関する事項											

（新設）

（新設）

第二種特定規模出荷販売事業者		一 米穀の買入数量 二 米穀の出荷又は販売の相手方の業種 三 米穀の買入れの相手方の業種 四 とう精数量 五 使用数量その他の米穀の使用状況に関する事項	毎月
特定規模小売事業者	一 米穀の買入数量 二 使用数量	七月	

4 法第十一条第一項の規定による報告は、前項の表の下欄に掲げる時期の十五日まで（特定規模小売事業者にあつては、末日まで）に、米穀の用途別及び種類別並びに産地別又は国内産若しくは外国産の別に行わなければならない。

5 卸売事業を行う者であつて、玄米を精米に加工する設備を有さず、かつ、その者と資本関係において密接な関係を有する小売事業又は加工等事業（法第八条に規定する米穀を原材料とする飲食料品であつて政令で定めるものの加工、製造又は調製の事業をいう。）を行う者のみに対して米穀の販売を行うものでその事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものは、第一項の規定にかかわらず、これを特定規模小売事業者とみなして、前二項の規定を適用す

（新設）

（新設）

る。

6| 定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業であつて、当該事業に係る約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）の米穀等取扱事業に関する定めがあるものを行おうとする者（以下「連鎖化事業者」という。）であつて、財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（令和八年財務省・農林水産省令第四号）第一条第三項の規定により出荷等数量（同項に規定する出荷等数量をいう。）に加盟者の事業の用に供する米穀の数量を含めるものが法第十一条第一項の規定による報告をしようとする場合には、自ら及び加盟者が行う事業に係る米穀の在庫数量及び出荷数量、販売数量又は買入数量並びに第三項に規定する事項を取りまとめ、報告しなければならない。

（削る。）

（削る。）

（米穀安定供給確保支援機構の指定の申請）

第三条 法第十三条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地

（新設）

（生産調整方針の認定申請手続）

第三条 法第五条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一号により作成した生産調整方針を地方農政局長（北海道にあつては、北海道農政事務所長。第三十三条を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

（生産調整方針の認定基準）

第四条 法第五条第三項第三号（令第四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める基準は、生産調整方針の内容が法令に違反するものでないこととする。

（米穀安定供給確保支援機構の指定の申請）

第五条 法第八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第十三条第一項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面

四 法第十四条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

五 法第十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

六 もち米の需給の安定に係る業務その他の米穀の安定供給の確保を支援することを目的とする業務（法第十四条各号に掲げる業務を除く。）を行っている場合にあつては、当該業務の内容を記載した書面

(機構の名称等の変更の届出)

第四条 法第十三条第一項の米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

(業務規程の記載事項)

第五条 法第十六条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

(削る。)

一・二 (略)

三 その他法第十四条第一号に掲げる業務を実施する上で必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

三 法第八条第一項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面

四 法第九条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

五 法第九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

六 もち米の需給の安定に係る業務その他の米穀の安定供給の確保を支援することを目的とする業務（法第九条各号に掲げる業務を除く。）を行っている場合にあつては、当該業務の内容を記載した書面

(機構の名称等の変更の届出)

第六条 法第八条第一項の米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地

二 変更しようとする日

三 変更の理由

(業務規程の記載事項)

第七条 法第十一条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一 貸付金の使途

二 保証に係る債務の種類

三 業務に必要な資金の造成に関する事項

四 その他法第九条第一号及び第二号に掲げる業務を実施する上で必要な事項

(業務規程の認可の基準)

第六条 法第十六条第一項の認可の基準は、法第十四条第一号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

(事業計画等の認可の申請)

第七条 機構は、法第十七条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（法第十三条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 機構は、法第十七条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に申請しなければならない。

(区分経理の方法)

第八条 機構は、法第十四条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下この条において「債務保証業務」という。）に係る経理について特別の勘定を設け、債務保証業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区別して整理しなければならない。

2 第三条第二項第六号に規定する業務に係る経理は、前項のその他の業務に係る経理において整理するものとする。

第九条から第十七条まで 削除

(業務規程の認可の基準)

第八条 法第十一条第一項の認可の基準は、法第九条第一号及び第二号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

(事業計画等の認可の申請)

第九条 機構は、法第十二条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（法第八条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 機構は、法第十二条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に申請しなければならない。

(区分経理の方法)

第十条 機構は、法第九条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「貸付業務」という。）に係る経理及び同条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「債務保証業務」という。）に係る経理についてそれぞれ特別の勘定を設け、貸付業務に係る経理、債務保証業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区別して整理しなければならない。

2 第五条第二項第六号に規定する業務に係る経理は、前項のその他の業務に係る経理において整理するものとする。

(米穀価格形成センターの指定の申請)

第十一条 法第十八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	一 定款及び登記事項証明書
二 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面	三 法第十八条第一項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面
四 法第十九条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画	五 法第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面
(センターの名称等の変更の届出)	
第十二条 法第十八条第一項の米穀価格形成センター（以下「センター」という。）は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。	
一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地	二 変更しようとする日
三 変更の理由	
(業務規程の記載事項)	
第十三条 法第二十条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。	
一 法第十九条第一号の価格形成施設（以下この条において「価格形成施設」という。）を開設する地に関する事項	二 価格形成施設を開設する期日に関する事項
三 法第二十一条の売買取引（以下この条において「売買取引」という。）を行うことができない者に関する事項	四 売買取引の方法に関する事項
五 売買取引の決済に関する事項	六 売買取引の制限に関する事項
七 売買取引の数量及び価格等の公表に関する事項	八 売買取引に関し必要な事項を調査審議する委員会（次項第四号

において「委員会」という。）の設置及び運営に関する事項
2 前項第八号に掲げる事項にあつては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 委員の要件に関する事項
- 二 委員の身分保障に関する事項
- 三 委員の職務上知り得た秘密の保持に関する事項
- 四 委員会の意見に関する事項

（業務規程の認可の基準）

第十四条 法第二十条第一項の認可の基準は、法第十九条第一号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

（公表事項）

第十五条 法第二十三条の農林水産省令で定める事項は、米穀の取引の指標とすべき価格とする。

（事業計画等の認可の申請）

第十六条 センターは、法第二十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（法第十八条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 センターは、法第二十四条第二項の規定により、事業報告書及び収支決算書を提出しようとするときは、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第十七条 センターは、法第二十五条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出し

(米穀の買受資格者)

第十九条 法第二十九条の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 米穀を原料として使用する加工又は製造の事業を行う者（法第九条第一項の規定による届出をした法第八条に規定する政令で定めるものの加工又は製造の事業を行う者を除く。）

二 米飯の販売の事業を行う者（法第九条第一項の規定による届出をした法第八条に規定する政令で定めるものの調製の事業を行う者を除く。）

三 (略)

(納付金の納付を要しない米穀等の用途)

第二十条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下「令」という。）第七条第三号の農林水産省令で定める用途は、繊維製品染色糊又は特定朝食シリアル³の製造に使用される原材料とする。

(納付金の納付の申出)

第二十一条 令第八条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第二号による申出書を地方農政局長（北海道にあつては、北海道農政事務所長。以下同じ。）に提出するものとする。

2 5 (略)

なければならない。

一 選任又は解任に係る役員の氏名、住所及び略歴
二 選任又は解任の理由

(米穀の買受資格者)

第十九条 法第二十九条の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 米穀を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行う者

二 米飯の販売の事業を行う者

三 国の機関、地方公共団体その他法第二十九条の規定により政府から買い入れた米穀を公共用、公用又は公益事業の用に供すると認められる者

(納付金の納付を要しない米穀等の用途)

第二十条 令第七条第三号の農林水産省令で定める用途は、繊維製品染色糊又は特定朝食シリアル³の製造に使用される原材料とする。

(納付金の納付の申出)

第二十一条 令第八条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第二号による申出書を地方農政局長に提出するものとする。

2 令第八条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、輸入に係る米穀等の種類及び数量並びに納付金の単価とする。

3 令第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める書類は、契約書の写し、仕入書の写しその他

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第二十七条 法第四十七条第一項の農林水産省令で定める規模は、一年間（七月一日から翌年六月三十日までの間をいう。以下この項及び第三項第二号において同じ。）の米穀の出荷予定数量及び販売予定数量の合計数量又は当該一年間の前一年間の米穀の出荷数量及び販売数量の合計数量のいずれか大きい数量が二十精米トンであることとする。

2 法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、同項各号に掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 法第四十七条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の規定による届出をしようとする者に関する次に掲げる事項とする。

一 その事業の種類及び開始時期

二 法第四十七条第一項の規定による届出の日の属する一年間の米穀の出荷予定数量又は販売予定数量及び当該一年間の前一年間の米穀の出荷数量又は販売数量

三 その事業の用に供する施設の内容

四 その者が法人である場合にあっては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）

五 その者が連鎖化事業者（第六項の規定により出荷販売等数量（第一項及び第二号に規定する出荷予定数量、販売予定数量、出荷数量及び販売数量をいう。以下この条において同じ。）に加盟者

輸入に係る米穀等の種類及び数量を確認できる書類とする。

4 令第八条第四項の規定による記載事項の変更の申出をしようとする者は、別記様式第三号による変更の申出書を地方農政局長に提出するものとする。

5 令第八条第六項の規定による通知は、別記様式第四号による通知書を交付して行うものとする。

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第二十七条 法第四十七条第一項の農林水産省令で定める規模は、当該年度の米穀の出荷予定数量若しくは販売予定数量又は前年度の米穀の出荷数量若しくは販売数量のいずれか大きい数量が二十精米トンであることとする。

2 法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十号による届出書を地方農政局長に提出しなければならない。

3 法第四十七条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の事業の開始予定時期及び同項の規定による届出時点における年間出荷予定数量又は年間販売予定数量とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

の事業の用に供する米穀の数量を含める連鎖化事業者に限る。）
である場合にあっては、加盟者の商号、名称又は氏名及び住所
4 前項の届出には、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
その他農林水産省農産局長が必要と認める事項を記載しなければな
らない。

5 第一項及び第三項の販売予定数量及び販売数量には、自ら生産し
た米穀であつて、法第九条第一項又は第四十七条第一項の規定によ
る届出をした者に販売し、又は販売を委託するものの数量は含まな
いものとする。

6 出荷販売等数量には、連鎖化事業者にあつては、加盟者の事業の
用に供する米穀の数量を含めることができる。この場合において、
当該連鎖化事業者の加盟者の出荷販売等数量には、当該連鎖化事業
者に係る出荷販売等数量は含まないものとする。

7 法第四十七条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に
掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣に提出しなければならない
い。

一 変更があつた事項及びその内容

二 変更の年月日

8 法第四十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、廃止
の理由及び年月日を記載した書類を農林水産大臣に提出しなければ
ならない。

(届出事業者の帳簿)

第二十八条 法第四十八条の規定による帳簿の記載事項は、次に掲げ
るものとする。

一 米穀の種類別の出荷数量又は販売数量（自ら生産した米穀であ
つて、法第九条第一項又は第四十七条第一項の規定による届出を
した者に販売するものの数量は含まない。）

二 自ら生産した米穀のみの販売を行う者以外の者にあつては、次
に掲げる事項

イ 米穀の種類別の販売の委託を受けた数量又は買入数量

(新設)

4 第一項及び前項の出荷予定数量、販売予定数量、出荷数量及び販
売数量には、自ら生産した米穀であつて、法第四十七条第一項の規
定による届出をした者に出荷し、又は販売するものの数量は含まな
いものとする。

(新設)

5 法第四十七条第二項又は第三項の規定による届出をしようとする
者は、別記様式第十一号又は第十二号による届出書を地方農政局長
に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(届出事業者の帳簿)

第二十八条 法第四十八条の規定による帳簿の記載事項は、次に掲げ
るとおりとする。

一 米穀の種類別の出荷数量又は販売数量（自ら生産した米穀であ
つて、法第四十七条第一項の規定による届出をした者に出荷し、
又は販売するものの数量は含まない。）

二 自ら生産した米穀のみの出荷又は販売を行う者以外の者にあつ
ては次に掲げる事項

イ 米穀の種類別の出荷若しくは売渡しの委託を受けた数量又は

- ロ (略)
- 2 前項の帳簿は、毎月末までに、前月中における同項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 3 (略)

(身分を示す証明書)

第三十一条 法第五十二条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第十号によるものとする。

(都道府県知事の行う勧告の内容等の報告)

第三十二条 令第十八条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 四 (略)

2 令第十八条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 報告を求め、又は立入検査を行った業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工又は製造を行う者の氏名又は名称及び住所

二 四 (略)

(削る。)

買受数量

- ロ 米穀の種類別の在庫数量
- 2 前項の帳簿は、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 3 第一項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

(身分を示す証明書)

第三十一条 法第五十二条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第十三号によるものとする。

(都道府県知事の行う勧告の内容等の報告)

第三十二条 令第十七条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してなければならない。

一 勧告又は命令をした米穀の出荷又は販売の事業を行う者の氏名又は名称及び住所

二 勧告又は命令をした年月日

三 勧告又は命令の内容

四 その他参考となるべき事項

2 令第十七条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してなければならない。

- 一 報告を求め、又は立入検査を行った業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工又は製造を行う者(以下「主要食糧出荷等事業者」という。)の氏名又は名称及び住所

二 報告を求め、又は立入検査を行った年月日

三 報告の徴収又は立入検査の結果

四 その他参考となるべき事項

(権限の委任)

第三十三条 法及び令に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各

号に掲げるものは、地方農政局長（北海道にあつては、北海道農政事務所長）に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第五条第一項並びに令第四条第一項及び第三項の規定による権限

二 法第三十五条及び第三十六条の規定による権限

三 法第四十七条の規定による権限

四 法第五十二条第一項の規定による権限（法第七条の三の規定の施行に関するものを除く。）

五 令第八条第一項、第四項及び第六項（これらの規定を令第十四条において準用する場合を含む。）の規定による権限

2 前項に規定するもののほか、法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第七条の三第一項の規定による勧告（米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、その主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるもの（次号において「地方出荷販売事業者」という。）に関するもの（令第十七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。） 当該地方農政局の長

二 法第七条の三第一項の規定による前号に定める地方農政局長の勧告（令第十七条第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした勧告を含む。）に係る法第七条の三第二項の規定による命令（地方出荷販売事業者に関するもの（令第十七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。） 当該地方農政局長

三 法第五十二条第一項の規定による主要食糧出荷等事業者に対する報告の徴収（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。） 当該主要食糧出荷等事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

四 法第五十二条第一項の規定による主要食糧出荷等事業者に関する立入検査（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。） 当該主要食糧出荷等事業者の事務所、営業所、販売所、事業所、 倉庫又は工場の所在地を管轄する地方農政局長

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第一号 削除

別記様式第十号から別記様式第十二号までを削る。

別記様式第十三号を次のように改め、同様式を別記様式第十号とする。

別記様式第 10 号 (第 31 条関係)

表

第 号	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 52 条 第 3 項の立入検査をする職員の身分証明書		
官 職 氏 名	年 月 日生		
	年 月 日発行		
写 真	発行者名		

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（抄）

（報告及び立入検査）

第 52 条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造若しくは米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造若しくは調製（加工又は製造にあつては、主要食糧の加工又は製造を除く。）を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に對し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第 52 条の 2 この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、米穀を原料とする酒類の製造の事業に係る事項については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（権限の委任等）

第 53 条 （略）

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第一項の規定により国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。

2 発行者は、農林水産大臣、地方農政局長、北海道農政事務所長又は都道府県知事とする。

（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	(前年度収入額の算出) 第九条 法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分けて農林水産大臣が定める地域（以下「地域」と総称する。）別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別に交付前年度における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。）に、当該交付前年度における対象農業者の収入減少影響緩和対象農産物の生産面積（当該交付前年度における収入減少影響緩和対象農産物の生産量（次の各号に掲げる収入減少影響緩和対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農業者に係るものをいう。）を地域別の当該収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。以下「交付前年度生産面積」という。）を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。 一 米穀 対象農業者が生産する次のいずれかに該当する米穀であつて、第二条第一号に定める要件に該当し、かつ、その品質が整粒の割合その他の事項を考慮して農林水産大臣が定める規格に適合するものの数量 イ 対象農業者が、交付前年度の六月三十日までに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。）<u>第十三条第一項</u>に規定する米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員であつて、食糧法第九条第一項又は第四十七条第一項の規定による届出（出荷の事業に係るものに限る。）をしている者との間で当該者に対し米穀を販売すること又は販売を委託して出荷することを約した契約を締結し、かつ、交付前年度末までに当該契約に基づき販売し、又は販売を委託して出荷したもの ロ (略) 二 (略) 2 (略)
改正前	(前年度収入額の算出) 第九条 法第四条第一項の規定による前年度収入額の算出は、都道府県又は都道府県の区域を分けて農林水産大臣が定める地域（以下「地域」と総称する。）別及び収入減少影響緩和対象農産物の種類別に交付前年度における単位面積当たりの収入額として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単位面積当たり収入額」という。）に、当該交付前年度における対象農業者の収入減少影響緩和対象農産物の生産面積（当該交付前年度における収入減少影響緩和対象農産物の生産量（次の各号に掲げる収入減少影響緩和対象農産物の種類に応じそれぞれ当該各号に定める数量で対象農業者に係るものをいう。）を地域別の当該収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもので除して得たものをいう。以下「交付前年度生産面積」という。）を収入減少影響緩和対象農産物の種類ごとにそれぞれ乗じて得た額を合算してするものとする。 一 米穀 対象農業者が生産する次のいずれかに該当する米穀であつて、第二条第一号に定める要件に該当し、かつ、その品質が整粒の割合その他の事項を考慮して農林水産大臣が定める規格に適合するものの数量 イ 対象農業者が、交付前年度の六月三十日までに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。以下「食糧法」という。）<u>第八条第一項</u>に規定する米穀安定供給確保支援機構の会員又は当該会員の構成員であつて、食糧法第四十七条第一項の規定による届出（出荷の事業に係るものに限る。）をしている者との間で当該者に対し米穀を販売すること又は販売を委託して出荷することを約した契約を締結し、かつ、交付前年度末までに当該契約に基づき販売し、又は販売を委託して出荷したもの ロ (略) 二 (略) 2 (略)

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成二十一年農林水産省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(生産製造連携事業計画の記載事項) 第五条 法第四条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 生産者及び製造事業者が行う新用途米穀に係る米穀等取扱事業(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第八条に規定する米穀等取扱事業をいう。)の開始時期及び法第八条第一項の認定の申請の日の属する一年間(七月一日から翌年六月三十日までの間をいう。以下この号において同じ。)(の新用途米穀の出荷予定数量、販売予定数量又は買入予定数量及び当該一年間の前一年間の新用途米穀の出荷数量、販売数量又は買入数量) 二 生産者又は製造事業者が法人である場合には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十六項に規定する法人番号をいう。) 三 (略)	(生産製造連携事業計画の記載事項) 第五条 法第四条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 生産者が行う新用途米穀の出荷又は販売の事業の開始予定時期及び申請時点における新用途米穀の年間出荷予定数量又は年間販売予定数量 (新設) 二 (略)

別記様式第一号の別紙一及び別紙五を次のように改める。

(別紙 1)

1 事業名

2 生産製造連携事業に参加する者の概要

(1) 生産者の概要

	①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(2) 製造事業者の概要

	①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(3) 促進事業者の概要

	①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(4) 生産製造連携事業に関連する者がある場合は、その概要

	①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）⑥業務の概要
	⑦生産製造連携事業におけるその役割

(※) 関連する者とは、生産製造連携事業を円滑に進めるために参加する者であって、例えば、新用途米穀の集出荷を行う者、新用途米穀加工品を原材料とする加工品の開発に協力する者等をいう。

3 生産製造連携事業の目標

(1) 新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等に関する目標
令和○年度までに以下の目標の達成を図る。

(単位：ha、t、千円)

新用途米穀の生産	目標	
	生産面積	
新用途米穀加工品の製造	生産数量	
	製造数量	
新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造・販売 (特定畜産物等の場合は、特定畜産物等の生産・販売)	売上金額	
	製造（生産）・販売数量	
	売上金額	

- (2) 新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等の改善に関する目標
製造事業者の需要に対応した新用途米穀の生産に関する目標

イ 新用途米穀加工品の製造の高度化に関する目標

- ラ 新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造の高度化又は需要の開拓に関する目標（特定畜産物等の場合は、特定畜産物等の生産の高度化又は需要の開拓に関する目標）

4 生産製造連携事業の内容

(1) 新用途米穀の安定的な取引関係の概要

安定的な取引関係の確立を図るための措置	措置の有無
複数年契約の締結	
作柄状況等により契約数量に変更が生じる場合の措置を付した契約の締結	
新製品又は新技術の共同開発	
相互出資等による取引関係の強化	
その他（ ）	

- (2) 製造事業者の需要に対応した新用途米穀の生産を図るための措置
了 具体的な措置内容

イ 年産別の新用途米穀の生産計画

(単位: ha、t)

地域	1年目（年度）	2年目（年度）	3年目（年度）	4年目（年度）	5年目（年度）	
	面積	生産数量	面積	生産数量	面積	生産数量
合 計						

※ なお、(別紙2)として、新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧を添付すること。

ウ 新用途米穀の集出荷計画

① 集出荷場所

名称	所在地

② 集出荷数量

	1年目（年度）	2年目（年度）	3年目（年度）	4年目（年度）	5年目（年度）
集出荷数量					

(単位：t)

- (3) 新用途米穀加工品の製造の高度化を図るための措置
 ア 具体的な措置内容

イ 年度別の新用途米穀加工品の製造計画

(単位：t、千円)

	1年目（年度）	2年目（年度）	3年目（年度）	4年目（年度）	5年目（年度）
製造数量					
売上金額					

- (4) 新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産の高度化又は需要の開拓を図るための措置
 ア 具体的な措置内容

イ 年度別の新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造又は生産計画

(単位：t、千円)

	1年目（年度）	2年目（年度）	3年目（年度）	4年目（年度）	5年目（年度）
製造数量（生産数量）					
売上金額					

ウ 年度別の新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の販売計画
 (単位：t、千円)

	1年目（年度）	2年目（年度）	3年目（年度）	4年目（年度）	5年目（年度）
販売数量					
売上金額					

- (5) 農業改良措置の特例措置
 (別紙3)

- 5 生産製造連携事業の実施期間
 令和 年 月 日～令和 年 月 日

- 6 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模
 (別紙4)

7 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項

--

8 米穀等取扱事業の概要（生産製造連携事業に生産者又は製造事業者が行う米穀等取扱事業が含まれる場合）
（別紙5）

9 飼料製造を行う事業場等の概要（生産製造連携事業に飼料の製造に関する措置が含まれる場合）
（別紙6）

10 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
（別紙7）

11 その他生産製造連携事業の実施に関する重要事項

（備考）
その他、以下の書類を添付すること。

1 計画の申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面

2 計画の申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し

3 計画の申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

4 生産製造連携事業の用に供する施設の規模及び構造を明らかにした図面

5 新用途米穀に係る売買契約書の写し

6 生産製造連携事業に促進事業者が含まれず、4の（4）の記載をしない場合は、製造事業者が新用途米穀加工品を販売する主たる販売先の概要、当該販売先の事業者が製造若しくは生産又は販売する新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の概要に関する資料

(別紙5)

生産者又は製造事業者が行う米穀等取扱事業の概要

1 事業開始時期

2 申請の日の属する一年間の出荷、販売又は買入予定数量

3 申請の日の属する一年間の前一年間の出荷、販売又は買入数量

4 法人である場合は、法人番号

(注1) 認定生産製造連携事業計画の変更の認定を申請する場合には、当該変更の認定を受けて事業を開始する予定時期及び当該変更の申請時点に係る数量を記入すること。

(注2) 2及び3の数量については、「精米＝玄米×0.91」で換算すること。

(注3) 2及び3の一年間については、七月一日から翌年六月三十日までとすること。

(日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令の一部改正)

第四条 日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令(平成三十一年農林水産省令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員（沖縄総合事務局において、地方農政局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一・二 （略） 三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十二条第一項及び第二項 四〇七 （略）	次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員（沖縄総合事務局において、地方農政局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一・二 （略） 三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十二条第一項 四〇七 （略）

別記様式を次のように改める。

別記様式

面	表
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

第 号

身分証明書

職名	官氏
...	...

生年月日	年	月	日
発行年月日	年	月	日

47

上記の者は、日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

農林水産大臣

裏 面

日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令に規定する法律の条項

1. 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 65 条第 2 項及び第 4 項
2. 農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 31 条第 1 項及び第 2 項
3. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 52 条第 1 項及び第 2 項
4. 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 19 条第 1 項から第 3 項まで
5. 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）第 10 条第 1 項
6. 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 8 条第 2 項
7. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号）第 32 条第 1 項及び第 2 項

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。

(農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正)

第五条 農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年農林水産省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
次に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一〇二十二 (略) 二十三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十二条第一項及び第二項 二十四〇三十一 (略)	次に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一〇二十二 (略) 二十三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十二条第一項 二十四〇三十一 (略)

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（次条及び附則第四条において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、この省令の公布の日から施行する。

（米穀の出荷又は販売の事業の届出に関する準備行為）

第二条 改正法による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。附則第四条において「新法」という。）第四十七条第一項の規定による届出をしなければならない者は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の六月前の日から施行日の前日までの間においても、第一条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定の例により書類を提出することができる。この場合において、当該提出をした者は、施行日において同項の規定により書類を提出したものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（生産製造連携事業計画の記載事項に関する経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号。以下この条において「利用促進法」という。）第四条第一項の規定による認定を受けている者であつて、その行う米穀等取扱事業（新法第八条に規定する米穀等取扱事業をいう。）の用に供する新用途米穀（利用促進法第二条第二項に規定する新用途米穀をいう。）の数量が新法第九条第一項又は第四十七条第一項に規定する規模以上であるものは、同法第九条第一項若しくは第四十七条第一項の規定、改正法附則第二条第一項又は附則第二条の規定による届出をした場合には、その認定に係る生産製造連携事業計画（利用促進法第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画をいう。以下この条において同じ。）については、第三条の規定による改正後の米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則第五条第一号及び第二号の事項を記載した生産製造連携事業計画とみなす。

（様式に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する

法律施行規則別記様式第十三号及び第四条の規定による改正前の日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令別記様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、それぞれ第一条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則別記様式第十号及び第四条の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令別記様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による証明書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。